

「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 学生広報スタッフ」実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、日本赤十字秋田看護大学及び日本赤十字秋田短期大学（以下「本学」という）における学生広報スタッフの活動に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2 本学の学部学生及び短期大学生、大学院生（以下「学生」という）が本学の魅力を学内外に発信する広報活動に取り組むことで、学生の社会人として必要とされる諸能力の涵養を図るとともに、教職員と協働し、大学運営に学生の声を反映させ、より多様な層に届く広報活動を実践していくことを目的とする。

(対象者)

第3 学生広報スタッフの対象者は、本学の学生とする。

(業務内容)

第4 学生広報スタッフは、入試・広報課の指示、許可を受けて、広報活動に取り組むものとする。

(1) 活動内容

SNS を利用した広報活動を主とし、学生募集に関すること、学生の日常（学習への取り組み、休み時間の様子、サークル活動、友人や家族との余暇時間(秋田県の魅力発信含む)など)を主な投稿内容とし、日々の頑張ったこと、厳しかったこと、楽しかったことなどを発信する。

(2) 情報発信の流れ

- ①学生は投稿の下書きのスクリーンショットを撮影し、入試・広報課の公式 LINE に送付する。
- ②入試・広報課職員は送られた内容を確認し、投稿の可否を学生に返信する。
- ③入試・広報課からの返信を受け、許可が下りていることを確認してから投稿する。

(募集及び選考)

第5 学生広報スタッフは掲示等により公募し、入試・広報委員会及び入試・広報課による面接等による選考のうえ、決定するものとする。

(任期)

第6 学生広報スタッフの任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。ただし、次の各号に該当する場合を除き、本学に在籍中は毎年度更新されるものとする。

- (1) 本人から退任の申出があった場合
- (2) 入試・広報委員会及び入試・広報課が不適任であると判断した場合

(教育的配慮)

第7 学生広報スタッフに活動を指示する場合は、当該学生が受ける授業及び研究指導等に支障が生じないように配慮しなければならない。

(報酬)

第8 学生広報スタッフの活動は原則として無報酬とする。ただし、入試・広報課が必要と判断した場合は、必要な経費を支給できるものとする。

(保険)

第9 学生広報スタッフは活動にあたり、学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（学研賠）に加入するものとする。ただし、学生の事情等によっては、他の同様な保険に加入していることをもって代えることができるものとする。

(守秘義務)

第10 学生広報スタッフが活動の中で知りえた情報は、部外者に漏らしてはならない。

(事務)

第11 学生広報スタッフに関する事務は、入試・広報課で処理する。

(その他)

第12 この要項に定めるもののほか、学生広報スタッフの活動に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和6年10月28日から適用する。